

令和8年度E-マウンテンバイク導入・活用支援事業の概要

1 目的

欧州リゾート地で主体となっているE-マウンテンバイクの取組みを全県下に波及させ、多様なサイクリング環境の形成や国内外からの更なるサイクリング観光需要を喚起するため、県内地方公共団体(市町)及び県内に本社又は事業所を有する事業者等を対象に、E-マウンテンバイク導入及び活用に関する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 対象事業者

原則、県内でE-マウンテンバイクを用いたツアー造成、イベント開催等を行っている、又は予定している以下の者とする。

(1) 県内市町(観光協会等の外郭団体、関係団体を含む)

(2) 県内に本社又は事業所を有する法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた者

(3) 県税に未納がある者

3 補助概要

補助対象経費	①E-マウンテンバイク購入経費(防犯登録費用、付属品、TSマーク付帯保険加入費等を含む) ※1台あたりの補助上限額:200千円/台
	②以下の要件をすべて満たす、E-マウンテンバイクを活用したイベント経費 ア 広く一般に開かれたイベントであり、主に県内で実施されるイベントであること。 イ E-マウンテンバイクでの走行が可能なコース、クラスがあるイベントであること。
補助率	対象経費の2分の1以内
補助上限額	2,000千円(1市町、事業者あたり)

※別途、協会が契約するアドバイザーによる相談、現地調査、ガイド育成支援等を受けることができる。

4 補助対象期間 交付決定後から令和9年2月26日(金)まで

5 募集期間 令和8年6月23日(火)から令和8年8月14日(金)17:00まで(必着)

※予算に残額が生じた場合、以降の期間で随時募集予定

6 補助対象事業の決定 書面審査で事業内容等を審査し、予算の範囲内で会長が決定する。

